

租税特別措置法（抜粋）

制 定：昭和 32 年 3 月 31 日法律第 26 号

最終改正：平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号

<目次>

第 1 章

総則（第 1 条—第 2 条の 2）

第 2 章

所得税法の特例

- 第 1 節 利子所得及び配当所得（第 3 条—第 9 条の 8）
- 第 2 節 不動産所得及び事業所得
 - 第 1 款 特別税額控除及び減価償却の特例（第 10 条—第 19 条）
 - 第 2 款 準備金（第 20 条—第 21）
 - 第 3 款 鉱業所得の課税の特例（第 22 条—第 24 条）
 - 第 4 款 農業所得の課税の特例（第 24 条の 2—第 25 条）
 - 第 5 款 その他の特例（第 25 条の 2—第 28 条の 4）
- 第 3 節 給与所得及び退職所得（第 29 条—第 29 条の 6）
- 第 4 節 山林所得及び譲渡所得等
 - 第 1 款 山林所得の課税の特例（第 30 条・第 30 条の 2）
 - 第 2 款 長期譲渡所得の課税の特例（第 31 条—第 31 条の 4）
 - 第 3 款 短期譲渡所得の課税の特例（第 32 条）
 - 第 4 款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等（第 33 条—第 33 条の 6）
 - 第 5 款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除（第 34 条—第 34 条の 3）
 - 第 6 款 居住用財産の譲渡所得の特別控除（第 35 条）
 - 第 6 款の 2 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第 35 条の 2）
 - 第 7 款 譲渡所得の特別控除額の特例（第 36 条）
 - 第 7 款の 2 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第 36 条の 2—第 36 条の 5）
 - 第 8 款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第 37 条—第 37 条の 9 の 5）
 - 第 9 款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第 37 条の 11—第 38 条）
 - 第 10 款 その他の特例（第 39 条—第 40 条の 3 の 2）
- 第 4 節の 2 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
 - 第 1 款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第 40 条の 4—第 40 条の 6）
 - 第 2 款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第 40 条の 7—第 40 条の 9）
- 第 5 節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第 41 条—第 41 条の 3 の 2）
- 第 6 節 その他の特例（第 41 条の 4—第 42 条の 3）

第 3 章

法人税法の特例

- 第 1 節 中小企業者等の法人税率の特例（第 41 条の 3 の 2）
- 第 1 節の 2 特別税額控除及び減価償却の特例（第 42 条の 4—第 54 条）**
- 第 2 節 準備金等（第 55 条—第 57 条の 9）
- 第 3 節 鉱業所得の課税の特例（第 58 条・第 59 条）
- 第 3 節の 2 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第 59 条の 2）
- 第 3 節の 3 沖縄の認定法人の課税の特例（第 60 条）
- 第 3 節の 4 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例（第 60 条の 2）
- 第 3 節の 5 認定研究開発事業法人等の課税の特例（第 61 条）
- 第 4 節 認定農業生産法人等の課税の特例（第 61 条の 2・第 61 条の 3）
- 第 4 節の 2 交際費等の課税の特例（第 61 条の 4）
- 第 5 節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第 62 条・第 62 条の 2）
- 第 5 節の 2 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第 62 条の 3・第 63 条）
- 第 6 節 資産の譲渡の場合の課税の特例
 - 第 1 款 収用等の場合の課税の特例（第 64 条—第 65 条の 2）
 - 第 2 款の 2 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第 65 条の 5 の 2）
 - 第 3 款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第 65 条の 6）
 - 第 4 款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第 65 条の 7—第 66 条の 2）

- 第 7 節 景気調整のための課税の特例 (第 66 条の 3)
- 第 7 節の 2 国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第 66 条の 4・第 66 条の 4 の 2)
- 第 7 節の 3 関連者等に係る利子等の課税の特例
 - 第 1 款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第 66 条の 5)
 - 第 2 款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例 (第 66 条の 5 の 2・第 66 条の 5 の 3)
- 第 7 節の 4 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
 - 第 1 款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第 66 条の 6—第 66 条の 9)
 - 第 2 款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第 66 条の 9 の 2—第 66 条の 9 の 5)
- 第 8 節 その他の特例 (第 66 条の 10—第 68 条の 7)
- 第 9 節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 (第 68 条の 8)
- 第 10 節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 (第 68 条の 9—第 68 条の 42)
- 第 11 節 連結法人の準備金等 (第 68 条の 43—第 68 条の 59)
- 第 12 節 削除
- 第 13 節 連結法人の鉱業所得の課税の特例 (第 68 条の 61・第 68 条の 62)
- 第 13 節の 2 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 (第 68 条の 62 の 2)
- 第 14 節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 (第 68 条の 63)
- 第 14 節の 2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例 (第 68 条の 63 の 2)
- 第 14 節の 3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例 (第 68 条の 63 の 3)
- 第 15 節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例 (第 68 条の 64・第 68 条の 65)
- 第 16 節 連結法人の交際費等の課税の特例 (第 68 条の 66)
- 第 17 節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 (第 68 条の 67)
- 第 18 節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 (第 68 条の 68・第 68 条の 69)
- 第 19 節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
 - 第 1 款 収用等の場合の課税の特例 (第 68 条の 70—第 68 条の 73)
 - 第 2 款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除 (第 68 条の 74—第 68 条の 76)
 - 第 2 款の 2 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除 (第 68 条の 76 の 2)
 - 第 3 款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例 (第 68 条の 77)
 - 第 4 款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (第 68 条の 78—第 68 条の 85)
- 第 20 節 削除
- 第 21 節 連結法人の景気調整のための課税の特例 (第 68 条の 87)
- 第 22 節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等 (第 68 条の 88・第 68 条の 88 の 2)
- 第 23 節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例
 - 第 1 款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例 (第 68 条の 89)
 - 第 2 款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例 (第 68 条の 89 の 2・第 68 条の 89 の 3)
- 第 24 節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例
 - 第 1 款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例 (第 68 条の 90—第 68 条の 93)
 - 第 2 款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例 (第 68 条の 93 の 2—第 68 条の 93 の 5)
- 第 25 節 連結法人のその他の特例 (第 68 条の 94—第 68 条の 101)

第 4 章 相続税法の特例 (第 69 条—第 70 条の 13)

第 4 章の 2 地価税法の特例 (第 71 条—第 71 条の 17)

第 5 章 登録免許税法の特例 (第 72 条—第 84 条の 6)

第 6 章 消費税法等の特例

- 第 1 節 消費税法の特例 (第 85 条—第 86 条の 5)
- 第 2 節 酒税法の特例 (第 87 条—第 87 条の 8)
- 第 2 節の 2 たばこ税法の特例 (第 88 条—第 88 条の 4)
- 第 3 節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例 (第 88 条の 5—第 90 条の 3)
- 第 3 節の 2 石油石炭税法の特例
 - 第 1 款 地球温暖化対策のための課税の特例 (第 90 条の 3 の 2—第 90 条の 3 の 4)
 - 第 2 款 その他の特例 (第 90 条の 4—第 90 条の 7)
- 第 3 節の 3 航空機燃料税法の特例 (第 90 条の 8—第 90 条の 9)
- 第 3 節の 4 自動車重量税法の特例 (第 90 条の 10—第 90 条の 10 五)
- 第 4 節 印紙税法の特例 (第 91 条—第 92 条)

第 7 章 利子税等の割合の特例 (第 93 条—第 96 条)

第 8 章 雑則 (第 97 条—第 98 条)

附則

第3章 法人税法の特例

第1節の2 特別税額控除及び減価償却の特例

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除)

第42条の6 第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの(以下この条において「中小企業者等」という。)が、平成10年6月1日から平成29年3月31日までの期間(次項及び第7項において「指定期間」という。)内に、次に掲げる減価償却資産(第1号又は第2号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第4号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第4号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第7項において「基準取得価額」という。))の100分の30に相当する金額をいう。)との合計額とする。

- (1) 機械及び装置並びに工具、器具及び備品(工具、器具及び備品については、事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)
- (2) ソフトウェア(政令で定めるものに限る。)
- (3) 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)
- (4) 政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2 中小企業者等が、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成29年3月31日までの期間(以下第10項までにおいて「特定期間」という。)内に、特定機械装置等のうち第42条の12の5第1項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの(以下この項において「特定生産性向上設備等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度のうち平成26年4月1日以後に終了する事業年度(第8項において「特定供用年度」という。)の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3 中小企業者等が、特定期間内の日を含む各事業年度のうち平成26年4月1日前に終了した事業年度(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。)の特定期間内に、特定機械装置等のうち第42条の12の5第1項に規定する生産性向上設備等に該当するもの(次項及び第10項において「生産性向上設備等」という。)であつて同条第3項に規定する政令で定める規模のもの(以下この項において「特定生産性向上設備等」という。)でその

製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該中小企業者等の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第42条の12の5第3項に規定する他の特別償却等に関する規定（第10項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 中小企業者等が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成26年4月1日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により特定機械装置等のうち生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（第42条の4第6項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に該当するものに限る。以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の特定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り、所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）又は製作したものに限る。）であつて第42条の12の5第4項に規定する政令で定める規模のもののうち当該特定期間内に国内にある当該被合併法人等の営む指定事業の用に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該中小企業者等の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該中小企業者等の特例対象事業年度等において同条第4項に規定する他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第31条第1項又は第2項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

5 前2項の規定の適用を受けることができる中小企業者等が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第72条第1項第1号又は第144条の4第1項第1号若しくは第2号若しくは第2項第1号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第72条第1項又は第144条の4第1項若しくは第2項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第8節までにおいて同じ。）の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定の適用を受けた中小企業者等の有する同項の特別償却準備金の金額は、第52条の3第1項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第5項から第7項まで及び第15項から第25項までの規定（当

該中小企業者等の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第 68 条の 41 第 5 項から第 7 項まで及び第 15 項から第 25 項までの規定) を適用する。

- 7 特定中小企業者等 (中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この条において同じ。) が、指定期間内に、特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額 (この項から第 9 項まで及び第 12 項、第 42 条の 4、前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 9、第 42 条の 10 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 11 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 12、第 42 条の 12 の 2 第 2 項、第 42 条の 12 の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 12 の 4 並びに第 42 条の 12 の 5 第 7 項及び第 8 項並びに法人税法第 67 条から第 70 条の 2 までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第 2 条第 4 号に規定する附帯税の額を除く。以下第 9 項までにおいて同じ。) からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の 100 分の 7 に相当する金額 (以下この項において「税額控除限度額」という。) を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の 100 分の 20 に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該 100 分の 20 に相当する金額を限度とする。
- 8 中小企業者等が、指定期間内に、特定生産性向上設備等 (第 2 項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。) でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第 1 項、第 2 項及び前項の規定の適用を受けないときは、特定供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の 100 分の 7 (特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、100 分の 10) に相当する金額 (以下この項において「税額控除限度額」という。) を控除する。この場合において、当該中小企業者等の特定供用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該特定供用年度の所得に対する法人税の額の 100 分の 20 に相当する金額 (当該特定供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該特定供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額) を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該 100 分の 20 に相当する金額を限度とする。
- 9 青色申告書を提出する法人が、各事業年度 (解散 (合併による解散を除く。) の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。) において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の 100 分の 20 に相当する金額 (当該事業年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき第 7 項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額) を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該 100 分の 20 に相当する金額を限度とする。
- 10 中小企業者等が、特例対象事業年度等の指定期間内に、特定生産性向上設備等 (特定機械装置等のうち生産性向上設備等であつて第 42 条の 12 の 5 第 3 項に規定する政令で定める規模のものをいう。以下この項において同じ。) でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設

備等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第 3 項及び第 5 項の規定の適用を受けないときは、当該中小企業者等の特例適用事業年度（法人税法第 4 条の 5 第 1 項の規定により同法第 4 条の 2 の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の 100 分の 7（特定中小企業者等がその指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等については、100 分の 10）に相当する金額を、同項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算する。

- 11 第 9 項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「1 年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（1 年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は 1 年以内連結事業年度に限る。）における第 7 項又は第 8 項に規定する税額控除限度額（当該法人の 1 年以内連結事業年度における第 68 条の 11 第 7 項又は第 8 項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第 7 項又は第 8 項の規定（連結税額控除限度額については、同条第 7 項又は第 8 項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第 9 項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第 9 項の規定により 1 年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。
- 12 連結子法人が、法人税法第 4 条の 5 第 1 項の規定により同法第 4 条の 2 の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第 68 条の 11 第 7 項から第 9 項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第 66 条第 1 項及び第 2 項並びに第 42 条の 4 第 11 項、前条第 5 項、第 42 条の 9 第 4 項、第 42 条の 10 第 5 項、第 42 条の 11 第 5 項及び第 42 条の 12 の 3 第 5 項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第 68 条の 11 第 7 項から第 9 項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。
- 13 第 1 項から第 3 項までの規定は、中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。
- 14 第 1 項から第 4 項までの規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 15 第 5 項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 16 第 7 項及び第 8 項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該確定申

告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

- 17 第 9 項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第 2 条第 31 号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第 11 項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第 68 条の 11 第 7 項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第 31 号に規定する確定申告書）に第 68 条の 11 第 9 項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第 9 項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 18 第 10 項の規定により第 9 項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額に係る部分についての同項の規定は、前項の規定にかかわらず、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、第 9 項の規定による控除の対象となる第 10 項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により第 9 項に規定する繰越税額控除限度超過額に加算される金額につき同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された第 10 項に規定する特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。
- 19 第 7 項から第 9 項までの規定の適用がある場合における法人税法第 2 編第 1 章（同法第 72 条及び第 74 条を同法第 145 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第 67 条第 3 項中「第 70 条の 2 まで（税額控除）」とあるのは「第 70 条の 2 まで（税額控除）又は租税特別措置法第 42 条の 6 第 7 項から第 9 項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第 70 条の 2 中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第 42 条の 6 第 7 項から第 9 項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第 7 項から第 9 項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第 72 条第 1 項第 2 号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第 42 条の 6 第 7 項から第 9 項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第 74 条第 1 項第 2 号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第 42 条の 6 第 7 項から第 9 項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。
- 20 第 12 項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第 67 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「租税特別措置法第 42 条の 6 第 12 項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第 3 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「租税特別措置法第 42 条の 6 第 12 項」とするほか、同法第 2 編第 1 章第 3 節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 21 第 12 項の規定の適用を受けた場合における第 9 項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第 1 項から第 19 項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中略）

(生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

- 第 42 条の 12 の 5 青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間（以下第 9 項までにおいて「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第 2 条第 13 項に規定する生産性向上設備等に該当するもの（以下この条において「生産性向上設備等」という。）のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この条において同じ。）をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。第 7 項及び第 8 項において「供用年度」という。）の当該特定生産性向上設備等の償却限度額は、法人税法第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額の 100 分の 50（建物及び構築物については、100 分の 25）に相当する金額をいう。）との合計額とする。
- 2 青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間（第 8 項において「指定期間」という。）内に、特定生産性向上設備等（前項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。
- 3 青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成 26 年 4 月 1 日前に終了した事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、生産性向上設備等のうち政令で定める規模のもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、当該法人の同日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。以下この条において「特例適用事業年度」という。）の当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において第 53 条第 1 項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第 9 項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時の帳簿価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。
- 4 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日まで（適格合併にあつては、同法の施行の日の翌日から平成 26 年 4 月 1 日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により生産性向上設備等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等（連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書を提出している事業年度に限る。）の指定期間内に取得等をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に限る。）のうち政令で定める規模の

もので当該指定期間内に国内にある当該被合併法人等の事業の用（貸付けの用を除く。）に供されたもの（以下この項において「特定生産性向上設備等」という。）の移転を受け、これを同法の施行の日から当該法人の特例適用事業年度終了の日までの間に国内にある当該法人の事業の用に供した場合には、当該特例適用事業年度の当該特定生産性向上設備等（当該被合併法人等及び当該法人の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第 31 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の当該特例適用事業年度開始の時ににおける帳簿価額（当該特例適用事業年度が当該特定適格合併等の日を含む事業年度である場合には、当該帳簿価額に準ずるものとして政令で定める価額）から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

- 5 前 2 項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する各特定生産性向上設備等別にこれらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 6 前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第 52 条の 3 第 1 項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第 5 項から第 7 項まで及び第 15 項から第 25 項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第 68 条の 41 第 5 項から第 7 項まで及び第 15 項から第 25 項までの規定）を適用する。
- 7 青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第 1 項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第 1 項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、第 42 条の 4、第 42 条の 5 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 6 第 7 項から第 9 項まで及び第 12 項、第 42 条の 9、第 42 条の 10 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 11 第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 42 条の 12、第 42 条の 12 の 2 第 2 項、第 42 条の 12 の 3 第 2 項、第 3 項及び第 5 項並びに前条並びに法人税法第 67 条から第 70 条の 2 まで、第 144 条及び第 144 条の 2 の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第 2 条第 4 号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の 100 分の 4（建物及び構築物については、100 分の 2）に相当する金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の 100 分の 20 に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該 100 分の 20 に相当する金額を限度とする。
- 8 青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、特定生産性向上設備等（第 1 項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けないときは、供用年度における前項に規定する税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、その事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の 100 分の 5（建物及び構築物については、100 分の 3）に相当する

金額の合計額とする。

- 9 青色申告書を提出する法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、特定生産性向上設備等（生産性向上設備等のうち第 3 項に規定する政令で定める規模のものをいう。）の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項及び第 5 項の規定の適用を受けないときは、当該特定生産性向上設備等（特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）を前 2 項の特定生産性向上設備等と、当該法人の特例適用事業年度をこれらの規定の供用年度と、それぞれみなして、これらの規定を適用する。
- 10 第 1 項から第 3 項までの規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得したこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等については、適用しない。
- 11 第 1 項から第 4 項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する特定生産性向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 12 第 5 項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 13 第 7 項及び第 8 項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、これらの規定による控除の対象となる第 7 項から第 9 項までに規定する特定生産性向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第 7 項及び第 8 項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載されたこれらの特定生産性向上設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。
- 14 法人の有する減価償却資産で、第 2 項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第 68 条の 15 の 6 第 2 項の規定の適用を受けたもの）又は第 2 項の規定の適用を受けることができるものに係る第 42 条の 12 の 2、第 52 条の 2 及び第 52 条の 3 の規定の適用については、第 42 条の 12 の 2 第 3 項第 2 号イ中「第 42 条の 12 の 5 第 1 項」とあるのは「第 42 条の 12 の 5 第 1 項若しくは第 2 項」と、第 52 条の 2 第 1 項中「第 42 条の 12 の 5 第 1 項」とあるのは「第 42 条の 12 の 5 第 1 項若しくは第 2 項」と、「第 68 条の 40 第 1 項」とあるのは「第 68 条の 40 第 1 項（第 68 条の 15 の 6 第 15 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第 52 条の 3 第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項（第 42 条の 12 の 5 第十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第 2 項中「場合（第 68 条の 41 第 1 項）」とあるのは「場合（第 68 条の 41 第 1 項（第 68 条の 15 の 6 第 15 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。））」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第 68 条の 41 第 1 項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。
- 15 第 7 項及び第 8 項の規定の適用がある場合における法人税法第 2 編第 1 章及び第 3 編第 2 章の規定の適用については、同法第 67 条第 3 項中「第 70 条の 2 まで（税額控除）」とあるのは「第 70 条の 2 まで（税額控除）又は租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 7 項及び第 8 項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第 70 条の 2 中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 7 項及び第 8 項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第 7 項及び第 8 項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第 72 条第 1 項第 2 号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 7 項及び第 8 項（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第 74 条第 1 項第 2 号中「前節（税

額の計算)とあるのは「前節(税額の計算)並びに租税特別措置法第42条の12の5第7項及び第8項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)と、同法第144条中「と、とあるのは「と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(租税特別措置法第42条の12の5第7項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)と、と、同法第144条の2第1項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特別措置法第42条の12の5第7項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第3項において同じ。)と、同法第144条の4第1項第3号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第42条の12の5第7項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第4号及び同条第2項第2号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第42条の12の5第7項」と、同法第144条の6第1項第3号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第42条の12の5第7項(生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第4号及び同条第2項第2号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第42条の12の5第7項」とする。

16 第10項から前項までに定めるもののほか、第1項から第9項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。